

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第5回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

令和7年1月30日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日のご報告内容について

- 東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電PG」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東電RP」という。）における非公開情報の漏えい事案については、令和6年6月25日に開催された第98回制度設計専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）においてモニタリングを実施することとしたところ。
- また、令和6年11月15日に開催された第3回制度設計・監視専門会合において、第1回モニタリングとして、委員会において両社の社長との面談を実施した旨を御報告させていただいたところ。
- 本日は、**第2回モニタリング**として、委員会事務局において、**東電PGに対しては現地ヒアリング、東電RPに対してはオンラインヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施**※したことから、その結果について御報告させていただく。

※行政指導の区分に応じたモニタリングを実施する観点から、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリングと同様に、両社に対するモニタリング手法に差異を設けており、東電PG（業務改善勧告対象事業者）に対しては現地ヒアリング、東電RP（業務改善指導対象事業者）に対してオンラインヒアリングを実施することとした。また、確認の観点（後述）についても、東電RPに対しては一部確認していない項目がある。

(参考) 委員会・事務局における面談の実施 (概要)

第3回制度設計・監視専門会合
資料5 (令和6年11月15日)

- 第1回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において、東京電力PG及び東京電力RPの社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、といった点を聞き取るため、両社の社長との面談を実施した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時 (方式)
東京電力パワーグリッド株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	委員長 委員 事務局	令和6年10月15日 (対面)
東京電力リニューアブルパワー株式会社 (業務改善指導対象事業者)	事務局	

ヒアリングの日程・確認対象

- 第2回モニタリングとして、①法令遵守意識向上に係る取組、②3線管理に係る内部統制をテーマに、事務局にてヒアリングを実施した。

対象事業者	日時（方式）	確認対象部署・事業所
東京電力PG（業務改善勧告対象事業者）	令和6年12月17日、19日 （現地ヒアリング）	本社の確認事項所管部署 神奈川総支社
東京電力RP（業務改善指導対象事業者）	令和6年12月13日 （オンラインヒアリング）	本社の確認事項所管部署

ヒアリングの内容（テーマ①：法令遵守意識向上に係る取組）

- 法令遵守意識向上に係る取組について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
経営層との対話・意見交換	<ul style="list-style-type: none">✓ 行為規制遵守に向けた経営者によるメッセージが発信されているか✓ 意見交換はどのように実施されたか✓ 意見交換において役員・経営層はどのような内容のメッセージを発信したか✓ 現場従業員はどのように受け止めたか、また、どのような意見・質問が出たか✓ 意見交換を実施した所感と、結果を今後どのように活用していくか
教育・研修等	<ul style="list-style-type: none">✓ 行為規制の理解促進に向けた教育・研修はどのように行われているか✓ 現業部署の従業員において自らの業務における行為規制上のリスクをどのように把握しているか✓ 研修や役員・経営層との意見交換に対して、現場部署の従業員はどのように受け止めているか
部署内の取組	<ul style="list-style-type: none">✓ 現業部署における行為規制遵守意識を高めるための取組や、相談しやすい職場環境を醸成するために、どのような取組を実施し、どのような変化が生じているか

ヒアリングの内容（テーマ②：3線管理に係る内部統制の整備・運用状況）

- 3線管理に係る内部統制体制について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
第2線の活動状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 第2線の役割責任等が明確になっているか✓ 第1線の活動に対するサポートが行われているか（行為規制に関する規程・マニュアルの更新、相談窓口の設置等）✓ 第1線、第3線とコミュニケーションが取られているか✓ 第2線部署による現業部署のモニタリングはどのように実施するのか
第3線の活動状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 第3線の役割責任等が明確になっているか✓ 行為規制監査についてどのように監査項目を設定しているか✓ 第3線部署による第1線、第2線に対する監査実施状況
リスク管理体制	<ul style="list-style-type: none">✓ 全社的なリスク管理体制が整備されているか✓ 第1線におけるリスクの洗い出しと、当該リスクを抑止するための手当ての検討状況はどうなっているか。第2線が当該作業に関与しているか

ヒアリングに係る事務局の所感①

- 今回のヒアリングを通じて、両社における、①法令遵守意識向上に係る取組（経営層による従業員との意見交換・対話、従業員に対する教育・研修など）の実施状況、②3線管理に係る内部統制の整備・運用状況などについて、把握することができた。
- ①法令遵守意識向上に係る取組については、**意見交換の実施、研修の充実や現業部署の日々の取組により、従業員における行為規制に対する理解度の向上が図られていること、従業員の法令遵守意識の向上が図られていること、及び風通しの良い職場環境が構築されてきていること、といった一定の成果は確認された。**
- 他方、研修については、「行為規制に対する理解は深まった。実務では判断に迷う場面があるので、より実務に紐づいた研修があるといいと思った。」という声が聞かれるなど、より従業員の要望に沿った研修の実施を検討すべきといった**課題**も確認できた。

ヒアリングに係る事務局の所感②

- ② 3線管理に係る内部統制の整備・運用状況に関しても、**体制の整備や行為規制に関するリスク抽出が進められていることといった一定の成果**は確認された。
- 他方で、**第2線において、抽出したリスクを踏まえた具体的なモニタリングは今後実施予定となっている**。モニタリングにあたっては、第1線が実施した行為規制遵守に係る自己評価結果について確認することとされているが、確認にあたっては、**ヒアリングや現地確認を組合せ、懐疑心をもって実施することが必要**であると考えられる。
- また、**行為規制に関するリスクについて、業務面及びシステム面の双方から漏れのない抽出・評価を行うため、引き続き第2線が十分に関与しつつ抽出・評価を進めることが必要**であると考えられる。

第3回モニタリングについて

- 両社の内部統制体制の強化状況については、今後もヒアリング等を通じてモニタリングをしていく予定。その際、前述した諸課題に係る改善状況（とりわけ3線管理における第2線モニタリング実施状況、リスク管理におけるリスク抽出）は、今後のモニタリングにおいても機会を捉えて、実効的な取組がなされるかを確認する必要がある。
- 統制措置（委託先管理など）、情報伝達（ITガバナンスなど）といった両社から提出された業務改善計画に記載のある他の取組項目に関しても、第3回以降のモニタリング（対面・オンライン等を活用した打合せ形式を想定）において、実施・改善状況を確認していく予定。

〈集中改善期間に係るモニタリングの計画〉

第1回（社長面談実施済）	第2回（ヒアリング実施済）	第3回（調整中）
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダーシップ <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 3線管理に係る体制整備状況及び取組（リスク管理体制含む） <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第1回・第2回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の統制措置（委託先管理など）、情報伝達（ITガバナンスなど）に係る取組 <p style="text-align: right;">など</p>

(参考) 今後のモニタリングについて

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、1年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく予定である。また、集中改善期間の最後には、両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年1回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する予定である。

※既に集中改善期間が終了した14社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社